

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年10月2日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、気象庁、海洋気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」に設置している純水製造装置（以下、「本装置」という。）の点検調整を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造、動作等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 純水製造装置の点検調整
- (2) 業務内容 気象庁、海洋気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」に設置している本装置の点検調整に必要な消耗品を調達し、点検調整を行う。
- (3) 履行期限 令和9年1月29日（金）

3 業務目的

本装置は、気象庁（メルク社製 IQ7005 機器分析タイプ3式）、海洋気象観測船「凌風丸」（メルク社製 IQ7005 機器分析タイプ1式、ザルトリウス社製 Arium Comfort II 1式）及び「啓風丸」（メルク社製 IQ7005 機器分析タイプ1式）に設置し、海洋気象観測の各種分析で使用する標準液、試薬の調製及び器具類の洗浄等で使用する超純水を製造する装置である。

本装置で製造される超純水の純度を維持するため、各種消耗品を定期的に交換する必要がある。これら消耗品の中には職員による交換ができず、業者による交換が必要なものも含まれている。

本件は、定期的に本装置の点検調整を実施し、本装置の機能、性能の維持を図ることを目的に実施する。

4 応募要件

- (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- （2）技術力に関する要件
- 既設の本装置の点検調整を実施するものである。よって、本装置の構造、取り扱い方法を熟知しており、本装置の性能を十全に発揮させるための技術力を有すること。
- （3）設備・システムに関する要件
- 本装置の構造を理解し、その動作及び水質確認ができる設備・システムを有すること。
- （4）守秘性に関する要件
- ① 発注者から提供された資料は、検査職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 発注者の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。
- （5）業務実績に関する要件
- 本装置と同様の装置の点検調整の実績を有すること。

5 手続等

（1）担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 森原 裕貴

電話 03-6758-3900（内線 2519）

（2）説明書の交付期間及び方法

令和 8 年 10 月 2 日（金）から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで （1）に同じ

（3）参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和 8 年 10 月 22 日（木） 17 時まで （1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- （3）一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- （4）令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において

関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。